

# 結核療養所反対運動と住民意識

——大正・昭和前期における公立療養所建設反対運動を比較して——

青木 純一

## 目 次

- I はじめに
- II 公立結核療養所建設への動き
  - 1. 二十世紀初めにおける結核の惨状
  - 2. 公立結核療養所の目的と内容
- III 結核療養所と反対運動
  - 1. 反対運動の規模と内容
    - (1) 東京市の場合
    - (2) 大阪市の場合
    - (3) 宇都宮市の場合
    - (4) 広島市の場合
  - 2. 療養所と周辺環境
  - 3. 療養所と地域振興
- IV おわりに

## I はじめに

かつて結核は国民病と呼ばれ猖獗を極めた。二十世紀に入る頃より政府は本格的な結核対策として公立療養所の建設に動き出す。ところが療養所の建設計画が明らかになると各地で反対運動が巻き起こった。この反対運動は結核に対する人々の気持ちを端的に表すものだが、ただ単に結核を忌み嫌うだけではない地域住民の様々な思いや利害が密接に絡んでいた。

本稿は結核の蔓延が問題化し政府が本格的な対策に取り組むようになる大正から昭和前期にかけて各地で頻発した療養所反対運動について、その特徴や傾向を明らかにするとともに、反対運動に携わる地域住民の意識を解明することが

課題である。

そのためにまず、この時期の結核蔓延の惨状を理解し公立療養所が誕生した背景を知る。さらに帝国議会における療養所に関する議論を通して目的や役割を明らかにする。最後に、代表的な反対運動をより詳細に整理しかつ比較することを通して課題にアプローチする。

## II 公立結核療養所建設への動き

### 1. 二十世紀初めにおける結核の惨状

明治初期における結核の惨状を知る具体的手だてはない。初めて『日本帝國統計年鑑』が「肺病」による死亡者数をまとめたのが1883（明治16）年である。翌1884（明治17）年に大日本私立衛生会総会で長与専齋が「肺病も亦近来急に本邦に増殖したる一大患にして往年統計表の証すべき者なきが故に著しき差を此に説明する能はずと雖其増殖の実迹は已に一般人民の蝶々する所なりて掩ふ可からざる者あり」<sup>1)</sup>と結核の蔓延に注意を促したが、まだ1882（明治15）年にコッホ（R.Koch）が結核菌を発見したばかりであった。長与は八年後の総会でも同じように、「此病毒は粘稠なる痰の中に包蔵せられ消毒薬の効を奏し易からず其用法も亦工夫を要することなるべければ、予防の方法甚だ面倒して今後衛生家医家の一大問題として研究を積み工夫を凝らすべきの要件なり」<sup>2)</sup>と報告したが、この時期の予防対策はまったく手つかず

のままであった。

日本が初めて取組んだ結核対策は人ではなく牛への取締りである。1901（明治34）年に蓄牛結核予防法を制定する。これは結核が牛を通して人に感染することを恐れたためである。同じ1901（明治34）年には大日本私立衛生会が機関誌に結核病欄を新設した。この趣旨説明の中で北里柴三郎は「翻つて我邦の現状を觀るに未だ完全なる統計表の徴するものなきも肺勞の蔓延は年々歳々其数を増加しつあるは争ふべからざるの事実なり」<sup>3)</sup>と述べていた。

二十世紀に入ると帝国議会では結核対策をめぐる議論が本格化する。1903（明治36）年に衆議院議員山根正次は「慢性及急性傳染病豫防ニ関スル質問書」を帝国議会に提出した。この中で山根は癩病、花柳病、トラホーム、ペストと同じく結核について「本病ノ蔓延ハ現時猖獗ノ勢ヲ示スニ係ラズ政府ハ何等ノ予防措置ヲ為サルハ如何」<sup>4)</sup>と早急な対策を政府に求めていた。

ようやく1904（明治37）年になって、日本最初の予防法令である「肺結核予防ニ関スル件」（内務省令第1号）が制定される。この省令は全十三条からなるが、俗に痰壺と呼ばれ学校や病院など公共の場に痰壺を設置することや肺結核患者の隔離消毒を命じたごく簡単な内容であった。結核に対する抜本的対策が望まれるなか、基本となる総合立法の整備が強く求められていた。

ところで、この時期の結核の惨状を具体的な数値で確認しておきたい。蓄牛結核予防法を定めた1901（明治34）年の死亡率（対十万人）が172.1人、肺結核予防ニ関スル件を定めた1904（明治37）年が189.1人である。翌1905（明治38）年になると死亡率は初めて200人を突破し206.0人を記録する。以後はピークとなる1918（大正7）年の257.1人まで増え続けていた。

また、結核死亡者をほかの疾病と比べると、

たとえば1906（明治39）年の死亡者は「肺結核」75,469人、「結核性脳膜炎」5,031人、「腸結核」14,250人、「その他臓器の結核」1,319人で「全結核」死亡者は96,069人いた。結核以外の死亡原因は「脳充血、脳出血、脳軟化」73,449人、「胃の疾患」63,611人、「脳膜炎」63,610人であるから、いかに結核死亡者が多いかがわかる<sup>5)</sup>。

1908（明治41）年、大学医を中心とする明治医学会が結核予防法の草案を作成し、「国立結核療養所設立の議」と合わせて内務省に建議した。すでに療養所の建設は結核対策の大きな柱であった。これを裏付けるように、1911（明治44）の国家医学会で北里柴三郎の高弟である北島多一は「結核療養所設置の必要」と題して次のような講演をする。

結核の予防は、衛生の設備が整つて居たすからと云ふて、それで直ぐ影響ないと云ふように極論して居る。なぜかと云ふと、衛生の設備が良くなければ宜いには相違ないけれど、それが結核菌を撲滅するものではなく、又人の抵抗力を益すと云ふ訳にもいかぬ、結核には結核独特の予防法を取り、独特の治療を施さなければ駄目であると云ふております。それならば何が一番結核の予防法に効力があつたかと申しますと、即ち今私が演題に掲げて置きました結核療養所の設置と云ふことが、一番効力があつたのであります<sup>6)</sup>。

北島が挙げる療養所の重要な役割とは、第一に患者を隔離することで感染を防ぐことができる、第二に必要な栄養をとることができる、第三に療養生活を通して適切な療養方法を学ぶことができる、の三点であった<sup>7)</sup>。すでに国際的には十年前の1901（明治34）年、ロンドンで開催した万国結核病会議が療養所を結核対策の最

重要課題と位置づけたことを考えると、日本の対策はかなりの遅れていたといえる<sup>8)</sup>。

1912（明治45）年になって、衆議院議員山根正次（外48名）は第二八回帝国議会に七項目からなる質問書を提出する。すでに十年前にも結核に関する質問書を提出しているが、その後も政府の結核対策に大きな進展はない。山根は「帝国ニ於ケル結核病八年々増進スルノ状アリ而モ之ニ対シテ未タ何等適當ナル予防ヲ爲サル政府ノ所見何如」<sup>9)</sup>と、あらためて政府の姿勢を糾している。ところが、政府は「結核病予防ニ関シテハ曩ニ内務省令ヲ発布シ必要ナル取締ヲ爲シツ、アルモ尚ホ進テ予防ノ方策ヲ講スルノ必要ヲ認メ目下調査中」<sup>10)</sup>であると相変わらず曖昧な答弁に終始した。

1913（大正2）年になると、今度は衆議院議員丸尾光春（外4名）が第三〇回帝国議会に「結核予防ニ関スル建議案」を提出する。丸尾は結核によって国家は膨大な損失を被っていると述べ、死亡者や患者数から具体的な国家の損失額を割り出して政府を追及した<sup>11)</sup>。

こうした取組みがあって、1914（大正3）年、肺結核療養所設置及国庫補助ニ関スル件が制定された。また、五年後の1919（大正8）年には結核予防法が定められ、公立療養所の設置が条文化した。

## 2. 公立結核療養所の目的と内容

公立の結核療養所ができる以前において、その数は少ないが民間の療養所が存在した。これらの療養所はサナトリウムと呼ばれ入院費が高く一般の人々が簡単に利用できる施設ではない。結核対策の柱として庶民が利用できる療養所が求められたのである。1914（大正3）年3月、第三一回帝国議会において肺結核療養所ノ設置及国庫補助ニ関スル法律が成立した。この法律をめぐる審議過程において、公立療養所の目的

や内容に関する詳細な質疑が行なわれている。

衆議院特別委員会で浜田政壯は療養所の入所対象者、設置計画、収容定員等の基本事項についてそれぞれ政府に質問する。これに対して内務省衛生局長杉山四五郎は次のように答えていた。

まず入所対象者は「肺結核ノ病氣ニ罹ッテ居ッテモ自ラ医者ニカカッテ治スコトガ出来ナイト云フ、ツマリ生計不如意ナルコトノタメニ、此療養所ヲ造リマシテ、サウ云フ者ヲ容レルコトガ主タル眼目デアリマス」と答え、新しい療養所は重症で貧困の結核患者を対象とすると明言した。また、療養所の建設は東京、大阪、名古屋、横浜、神戸の順に六年間ですべてを完成させる予定だとも述べた。さらに収容定員は、都市の人口87人～107人に1人の結核患者を想定し、患者100人に対して2.5人～3人の貧困結核患者を算出するドイツ人医師コルネットが編み出した計算方法を使って決めると答えていた<sup>12)</sup>。同じ質疑の中で、設置対象となる都市の規模に近い将来「30万人以上」から「5万人以上」に拡大する意向を持っているとも伝えていた。これは五年後の結核予防法（1919年）で実現する内容である。

ところで、この法律が定める療養所の対象者は「療養ノ途ナキ者」と呼ばれる重症で貧困の結核患者である。特別委員会はこの解釈をめぐる注目すべき質疑を行っていた。衆議院議員岸本賀昌が公立療養所へ患者を強制的に収容するのかと尋ねると、政府は「無論此法律ヲ以テ強制シテ入レルト云フコトハ、癩患者ノ如キモノトハ根本的ノ趣旨ニ於テ之ヲ異ニシテ居リマスノデ、サウハ參ラヌノデアリマス」と答えた<sup>13)</sup>。政府はハンセン病と結核ではその根本において施策が異なると明言したのである。

ハンセン病に対する最初の法律は1907（明治40）年の癩予防ニ関スル件だが、当初は隔離の

表1 療養所に関する法律の比較

法律名	肺結核療養所設置及国庫補助ニ関スル件 (1914年)	結核予防法 (1919年)
入所 対象者	肺結核患者ニシテ療養ノ途ナキ者 (第1条)	肺結核又ハ咽頭結核ニシテ病毒伝播ノ危険アルモノ (第1条) 療養ノ途ナキ結核患者ヲ其ノ結核療養所ニ収容スヘシ (第8条)
対象と なる都市	人口三十万以上ノ都市 (第1条)	人口五万人以上ノ市又ハ特ニ必要ト認ムル其ノ他ノ公共団体 (第6条)
国庫補助	市ノ支出スル経費ノ六分ノ一乃至二分ノ一を補助ス	公共団体ニ対シ市ノ支出スル経費ノ六分ノ一乃至二分ノ一を補助ス

対象が浮浪癩者など「療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキモノ」に限られていた。ところが、ハンセン病に対する偏見によって、その後この隔離政策は強化される<sup>14)</sup>。これに対して結核にはこうした動きはない。たとえば、すでに癩予防ニ関スル件は医者が患者を診断したときに届出る義務を定めていたが、結核予防法には1937 (昭和12) 年の改正までこの条項はない<sup>15)</sup>。すでにここには三十年の開きがある。

この二つの病の違いは療養所に対する患者の姿勢となって表れている。ハンセン病患者が強制であるがゆえに入所拒否や逃亡を繰り返したのに対して、結核患者は積極的に入所し治療を希望した。ハンセン病患者にとって療養所は終の住みかだが、結核患者にとっては通過点ではない。

肺結核療養所設置及国庫補助ニ関スル件と結核予防法の療養所に関する事項を比較したのが表1である。結核予防法になると対象範囲が拡大する。少しずつではあるが結核対策は前進するはずであった。ところが政府の思惑通りに療養所の建設は進まなかった。各地で反対運動が頻繁に起こったからである。

### III 結核療養所と反対運動

1938 (昭和13) 年現在、結核療養所は官立2ヶ所、公立29ヶ所、私立92ヶ所の合計123ヶ所で、収容定員は11,329人であった。これらの療養所のなかで肺結核療養所設置及国庫補助ニ関スル件及び結核予防法第6条及び第9条によって設置された官立及び公立の療養所は25ヶ所ある<sup>16)</sup>。そこで、1923 (大正12) 年までに設置を決定した18ヶ所の療養所について、反対運動の有無を調査した。その結果が表2である。これを見ると18療養所のうち14療養所で反対運動があった。さらに反対運動の中身を調べると、それぞれの地域によって理由や内容が異なっていた。反対運動に関わる住民の意識は結核を忌避する気持ちを共有しながらも、具体的な中身は地域環境や歴史によって異なっている。そこで反対運動の内容について、大きく次の三つの視点から分析した。

まず第一は反対運動の規模と内容である。代表的な反対運動を通して共通する特徴を考察した。第二は療養所をめぐる地域環境である。全18ヶ所の療養所について周辺にどのような施設が存在し、また住民が療養所周辺の地域に抱くイメージをまとめた。そして第三は療養所と地

表2 公立結核療養所の設置計画と反対運

療養所名	設置命令日	完成年月日	反対運動
1. 東京市療養所	1915.7.19	1920.6.5	有
2. 神戸市立屯田療養所	1915.7.19	1918.10.1	有
3. 大阪市立刀根山療養所	1915.7.19	1917.9.20	有
4. 横浜市療養院	1917.4.16	1920.11.1	有
5. 名古屋市八事療養所	1917.4.16	1922.4.1	未確認
6. 京都市宇田野療養所	1917.4.16	1920.3.19	有
7. 福島県立回春園	1917.11.16	1919.12.8	有
8. 長崎市療養所	1919.11.20	1921.3.6	未確認
9. 広島市立畑賀病院	1919.11.20	1933.10.8	有
10. 函館市立柏野療養所	1920.7.20	1925.7.15	未確認
11. 岐阜市療養所	1920.7.20	1927.12.12	有
12. 新潟市立有明療養所	1921.7.13	1924.3.28	有
13. 岡山市半田療養所	1922.6.1	1926.7.1	有
14. 静岡市立療養所	1922.7.13	1926.6.6	有
15. 金沢市若松療養所	1922.10.12	1926.8.12	有
16. 札幌市療養所	1922.12.8	1930.11.10	有
17. 宇都宮市療養所	1923.3.14	1929.1.24	有
18. 福岡市尾形原病院	1923.8.16	1926.7.1	未確認

注1) 内務省衛生局『公立結核療養所状況』1931年、及び厚生省予報局『結核患者収容施設調』1938年より作成。

注2) 「福島県立回春園」は県立施設である。

注3) 反対運動の有無はおもに地方新聞、地方史誌などを通して確認した。

域振興である。結核療養所であっても地域が活性化する重要な施設となる場合がある。結核療養所を誘致する地域住民の思惑を検証した。

### 1. 反対運動の規模と内容

1915（大正4）年7月、内務省は三十万人以上の都市である東京、大阪、神戸の三市に対して結核療養所の設置を命令した。この頃の東京市の人口は約187万人で結核死亡者（対十万人死亡率）が8,555人（457.3人）、大阪市が約136万人で死亡者が3,811人（280.3人）、神戸市が約44万人で結核死亡者が1,573人（361.6人）であった。二年後の1917（大正6）年には京都、名古屋、横浜に対しても設置を命令する。その後は五万人以上の都市を中心に設置命令を順に出していった。

東京、大阪、神戸の各都市ではいずれも反対運動が起きたが、ここでは東京と大阪を例に反対運動を考察する。さらに東京や大阪と並んで

大きな反対運動が起きた宇都宮市と、最も長く反対運動が続いた広島市も考察の対象とする。

#### （1）東京市の場合

1915（大正4）年、東京市の結核死亡率は457.3人だが、これは金沢市の444.0人と並んで極めて高い数値であった。東京市は内務省から設置命令を受けると直ちに市会で療養所の設置を決議する。1916（大正6）年6月の新聞によれば、療養所は敷地面積3万坪、土地購入費18万円、建築費40万円、経常費15万円という計画で郡部を中心に数ヶ所の候補地を調査中であった<sup>17)</sup>。このとき候補地として名前が挙がったのが深川区平久町、南安達郡千住村、豊多摩郡板橋町、豊玉郡野方村、荏原郡羽田村、また遠くは千葉県富浦村であるが、反対運動を恐れてあくまで極秘調査とした。

ところが、候補地の選定は新聞報道よりも早く、すでに大きく動き出していた。同年6月8

日の豊多摩郡村長会議で野方村を候補地に決定した旨の報告が当局より示されたからである。この間の経緯について新聞は次のように伝えていた。

野方村大字江古田字元山に本多山と云ふ三万余坪の景勝の地があるが、元徳川家康の臣本多平八郎忠勝の下屋敷と云ふ伝説がある此山の所有主は同村江古田字丸山の須藤勝藏、深野藤五郎、山崎清三郎、堀野慶藏、北豊島郡中新井村内田兼吉、須藤善吉、同村小杉平五郎（中新井村長）の七名であるが、去五月廿一日四谷伊賀町十五弁護士安齋直江が運動屋の須藤勝藏及中新井の須藤善吉を説いて先づ其所有地を買入れ、更に両人の内情を明らかに、他の所有主に売却運動を為さしめた、然るに他は皆有力資産家で容易に手離さぬを「東京の某資産家等の協同別荘地として買入れるので、決して人の嫌がる建物などの出来るのではなく、我野方村発展の為、村民の利益の為に村の円満を図る為是非に売渡してくれ」と理由を立て、攻め陥し、茲に坪三円から平均三円五十銭で悉く売買契約となり、残るは唯だ堀野慶藏氏所有の一万五千坪、山崎清三郎所有の五千坪が契約済の儘にて来る七月十五日登記する事となつてゐる<sup>18)</sup>。

東京市は候補地の買収を極秘に進め、さらに土地の利用目的も偽っていた。真実が伝わると野方村住民が激怒したことは言うまでもない。さっそく、6月9日、11日の両日、野方村民大会を開催し建設反対を決議する。このとき野方村江古田地区の総戸数157戸のうち131戸が反対に賛同した。すぐさま豊多摩郡長正木寅藏と野方村村長熊澤米太郎が東京市長奥田義人を訪れて反対決議を伝えている。

ところが奥田市長は強気であった。奥田は

「肺療養所の敷地を豊多摩郡の某地と確定した事は事実である、既に用地課から某地の村長に向かつて買収の手續に関し交渉中である」と述べたあと、「未だ買収に着手してゐないとは不都合千萬である<sup>19)</sup>と買収の遅れに不満さえ覗かせた。また、同席した宮川助役も「肺療養所の設置は内務省令に基づき何うあつても設けなければならぬ」、「斯る公共的の設備に対しては村民も感情上の反対を止め、大いに雅量を示して貰ひたい<sup>20)</sup>と野方村住民に反論した。さらに、この反対運動はほかの候補地を買占めた不動産業者が野方村に決まることを恐れて画策したという噂があるとも述べて、野方村住民の気持ちを逆撫でする一幕もあった<sup>21)</sup>。ここに東京市療養所の反対運動は東京市と野方村とのあいだで膠着状態に陥っていた。

野方村住民がまとめた「肺結核療養所敷地変更請願書」の冒頭には、「抑モ肺結核病ノ人燥ニ及ボス危害鮮少ニアラズ、為メニ之レガ療養所施設ノ社会政策上歎クベカラザルコト、又其事業ヲ市ニ於テ経営セラルノニ対シテハ、素ヨリ我々人民ノ齊シク感謝セント欲スルトコロナリ」とあるが、野方村も療養所が必要なことは十分に理解していた。ところが簡単に療養所の建設に賛成できない理由もあった。

野方村が恐れたのは結核に感染することである。この請願書には「殊ニ村邑ニ最モ多キ蚊蠅ノ萬一ニモ病菌傳染ノ媒介ヲ為スノ虞ナシトセズ」とあるが、蚊や蠅による感染を疑うほど住民の衛生知識はいまだ浅かった。むろん農産物の売上げに与える影響も無視できない。さらに、野方村周辺は寺社が数多く人々が集まる場所であることや明治神宮へ献上する名木が数多くある自然豊かな場所であることも反対理由としてあった。ただ、住民が強く反発した一番の理由は、東京市が「紳士ノ別荘地ト称シ、又本村ノ発展ニ好影響アルベキニ付、村ノ為メ又ハ各地

主間ノ円満ノ為メト説キ、強テ賣買ヲ懲慙」<sup>22)</sup>したことにある。

野方村の反対理由はこれだけではない。過去に野方村周辺には落合火葬場、豊多摩刑務所などが作られ、また、この時期には東京市塵芥処理場の候補地としても名前が挙がっていた。度々繰り返される災難に対して野方村も必死であった<sup>23)</sup>。

反対運動からおおよそ四ヶ月を経た10月16日になって事態は大きく変化した。東京市と野方村のあいだで和解が成立する。この間の両者の交渉内容を知る資料は見当たらないが、和解文には「敷地売渡人須藤善作、堀野敬威、花崎初太郎、深野藤五郎、山崎清三郎等ヨリ、棄却地が療養所敷地ニ決定シ当村住民トノ迷惑ニナリシヲ遺憾トシ、且其排斥運動ニ住民ノ心労ヲ謝スルノ趣意ヲ以テ、左ノ金額ヲ寄贈センコトヲ申出」<sup>24)</sup>とあった。野方村の中でも土地を売った村人とほかの村民とのあいだで深刻な対立があったことがわかる。実際に土地売却者の中には村八分の制裁を受け、それが原因でノイローゼとなり転地療養をした者がいた。この反対運動はその後長く野方村のタブーとなるほど感情的なしこりを残して終わっている。

## (2) 大阪市の場合

1915（大正4）年7月、内務省は大阪市に対して結核療養所の設置を命じた。すぐに候補地として豊能郡麻田村字天王山の名前が挙がった。大阪市は付近の土地約四万坪を買収する予定で地主と仮契約を結び、あとは本契約を残すばかりとなっていた。この話に驚いたのが麻田村である。隣接する豊中村や櫻井谷村と一緒に反対声明を出す、感染の虞があることや地域の発展が阻害されることを反対理由として挙げていた<sup>25)</sup>。

麻田村の反対運動に対して、大阪市は「村民

等は衛生上危険なりと云ひ居れるも進歩せる今日の医学上より見れば結核病必ずしも恐るゝに足らず」<sup>26)</sup>と述べて一歩たりとも譲る気配はなく、最後は土地収用法を使っても買収するとあくまで強気の姿勢を見せていた。以下は大正4年10月13日付で麻田村が内務省や大阪市に提出した意見書の一部である。

蓋シ肺結核療養所ハ本村ト同級ナル大阪市ノ営造物ニシテ、本村ノ自治権ヲ侵害シテ之ヲ設置スルハ、法ノ許サザル所ナレバナリ。抑々市町村ノ自治権ハ其ノ区域内ニ於テ専占的ニ行ハル、モノニシテ、其区域外ニハ全ク行ハレザルヲ原則トス。故ニ大阪市ガ其ノ区域外タル本村ニ営造物ヲ設置スルガ如キハ、全然違法タルヲ免レズ、今日往々避病院其ノ他ノ営造物ヲ市町村ノ区域外ニ設置スルノ例ヲ見ルト雖モ、此レハ誤レル悪例ニシテ、宜シク廃止スベキモノトス<sup>27)</sup>。

麻田村は大阪市の行為が自治権の侵害にあたりと主張した。大阪市の施設を麻田村に誘致するか否かはあくまで麻田村が決めることであった。ところが、療養所の建設は国家の緊急課題である。議会答弁の中で政府自身が療養所の建設を早急に進めるために市外地の活用を容認していたのである。まして当時は国家に楯を突くことはご法度であった。麻田村の反対運動は国や世論によって押し潰されるように消滅する。1916（大正5）年6月に療養所の建設が始まるとその一年後には完成し、1917（大正6）年9月、日本初の公立療養所として大阪市刀根山療養所は開所した。

## (3) 宇都宮市の場合

1923（大正12）年3月、内務省は宇都宮市に対して療養所の設置を命じた。すぐに宇都宮市

は市会で審議すると、収容定員30名、敷地面積800坪、床面積150坪という内容で決定する。ところが以下の新聞記事からわかるが、大小様々な反対運動があってその後三年のあいだ候補地の選定は難航する。

年中敷地問題で難儀してゐる宮市にまた一つの敷地問題が殖えた。しかもそれは地域住民から或は附近住民から必ず反対される事が判つてゐるといふ建物だから市当局もなかなか手を出しかねてゐる。それは一昨年頃から宙に迷つてゐる結核療養所の敷地問題であるが、当初既に猛烈な反対を受けた。これがいよいよ十五年度中に着手しなければならなくなつてゐる。市は初め西原南部に二ヶ所、埴田北部に一ヶ所、西原西部（衛戍地附近）に一ヶ所都合四ヶ所の候補地を秘密裡に選定して最も有望なりと見た南部の買収を計画した所、忽ち地主及び関係者に反対され歯も立たないといつた有様である。従つて今度も恐らく候補地がいずれにせよ附近住民に判れば必ず反対されるのであるから、今までの学校敷地とは違って極めて大問題である<sup>28)</sup>。

1926（大正15）年10月になると事態は大きく変化する。療養所の候補地として河内郡城山村内駒生付近が浮上したのである。すぐに城山村は「如何に公共事業とはいふ云へ、結核治療所を無断で村内に設置することは怪しからぬ。然もそれは宮市内の何処でも反対されたものではないか<sup>29)</sup>と強く反対する。宇都宮市も東京市や大阪市と同様に市外に土地を求めたのである。その後は城山村に隣接する姿川村も反対運動に参加して、11月6日には大規模な村民大会を開催した。

この村民大会で確認した陳情書を読むと、城山村の態度は比較的冷静であった。陳情書には

「(療養所の建設は) 国家的社会的なりと雖も何等の交渉なく何等の諒解なく突如此の施設を見んとし、此れに意見の齟齬を生じ我々村民擧つて反対の意志を表明せざるを得ざるに至れるは極めて遺憾とする所に御座候」<sup>30)</sup> (括弧内は筆者) とあるが、城山村の反対理由とはあくまで土地取得をめぐる宇都宮市の強引な手法である。陳情書にはなんと1853名にも及ぶ村民が名を連ねていた。

その後も城山村と宇都宮市の対立は続く。こうした状況下で辛い思いをしたのが宇都宮市に土地を売った村民である。これら村民は反対運動が起きるとすぐに宇都宮市を訪れて候補地の変更を申し入れたが、宇都宮市は聞く耳を持たなかった。結局、最後は土地の返還を求めて泣き出す騒ぎまで起こしている<sup>31)</sup>。

一見強硬に見える宇都宮市の態度だが、水面下では「此の争ひを円満に治めたいと目下奔走中で、近く他に適当な候補地を選定し市の諒解を得る途」<sup>32)</sup>を探っていた。翌月の新聞には「姿川村と城山村との中間場所に敷地を変更する」<sup>33)</sup>という見出しも載る。

ところが候補地の変更はその後二転三転する。1927（昭和2）月2月に入ると、新聞は結局新しい候補地は見つからなかったと伝えたが<sup>34)</sup>、3月になって今度は城山村が代替地を提示したので決着すると伝える<sup>35)</sup>。ところが、一週間後には「又復繰越される（宇都）宮市結核療養所、これで四回目の繰延、開所は更に前途遼遠」(括弧は筆者)<sup>36)</sup>という記事が載る有様であった。

この問題が決着に向けて動いたのは同年6月である。宇都宮市が買収した土地と城山村が示した代替地を交換することで合意する。その後も細かなやり取りはあったが、同年10月に最終的な決着をみたのであった。



表3 広島市における結核療養所候補地の変遷

年 度	候 補 地 名
1919（大正8）年前後	庚午新開地区案、三條町案
1922（大正11）年前後	三篠町案、尾長町案、江波町案
1926（大正15）年	牛田村案、船入案
1927（昭和2）年	己斐町案
1930（昭和5）年	観音村案
1932（昭和7）年	畑賀村案

（注）拙稿『結核療養所反対運動を通じた社会意識に関する研究』（平成17～19年度科学研究費成果報告書）より作成。

#### （4）広島市の場合

広島市は本稿における18ヶ所の公立結核療養所のなかで設置命令から完成まで最も長い時間を費やした都市である。内務省が広島市に対して設置を命じたのが1919（大正8）年11月、療養所が完成したのが1933（昭和8）年10月である。およそ十四年の歳月を通して繰り返し反対運動が起きていた。

表3は広島市療養所の候補地となった地名を一覧にしたものである。この表からわかるが、広島市は2～3年の間隔で候補地の選定を繰り返す。候補地が決まっては消え、消えてはまた探すことを再三にわたり繰り返したのである。言うまでもなく原因は地域の反対運動である。そこで最後の反対運動となる畑賀村案を中心に検討する。

繰り返すように、広島市の療養所候補地として畑賀村の名前が挙がるまで、広島市は敷地選定に難航した。1919（大正8）年前後の庚午新開地区、三條町案、1922（大正11）年前後の三篠町、尾長町、江波町案のいずれも反対運動により断念した。この中の尾長町案は候補地として内務省の認可まで取り付けたが、結局は地元の反対に広島市が折れて中止する<sup>37)</sup>。1926（大正15）年の牛田村案も船入案も同様である。

広島市は反対運動に強い態度で臨むことはないが、一方で地元新聞はこうした広島市の姿勢

を次のように批判した。

（候補地の選定は）もとより至難であるが強ち不能のものではない、一般市民の反対の声に一々耳を仮さば、いつの日にか成るときはない、それ等の諒解を求むることが前提である、其の前提の目的を達成すべく方法を講ずることは至難ではない。当局者が凡てを秘密の裡に決定し、而して後高圧的に事を成さんとするは自治の運用を円満ならしむる所以ではない、また市民の多くが左様に無理解のものとのみ見ることは甚だしき偏見であらねばならぬ、われ等は先づ説くに療養所の効用を以てすべく当局に<sup>しほうよう</sup>懇懇せんとするものである<sup>38)</sup>。

その後1927（昭和2）年に己斐町案、1930（昭和5）年には観音村案がそれぞれ浮上したが、いずれも大規模な反対運動によって中止となる。観音村案の際に結成された結核療養所設置反対期成同盟は「宣言」の中で、「今回広島市が位置においてわが町隣接の観音村三宅原に結核療養所を設置せんとするは非人道的行為にして自己の身愛し他人の迷惑はこれを省みざるものなり」<sup>39)</sup>と述べて市外地に療養所を設置する広島市の身勝手を厳しく批判したが、この反対理由は大阪市や宇都宮市の場合と同じであ

った。1932（昭和7）年になって畑賀村が療養所の候補地となる。畑賀村の場合はこれまでの候補地と事情が異なっていた。それは畑賀村自身が療養所の受け入れを希望したのである。

結核療養所の候補地となるまでの畑賀村は幾度か自然災害に見舞われる。たとえば、1926（大正15）年には豪雨によって負傷者34名、流失家屋43戸、半壊家屋18戸、埋没・浸水家屋32戸を出す被害を受けていた<sup>40</sup>）。この大水害が畑賀村に与えた経済的影響は深刻で、水害復旧費として当時64,000円を借金した。ところが、四年後の1930（昭和5）年には再び水害に見舞われ、死者1名、堤防決壊250ヶ所、堤防破損80ヶ所、道路流失20ヶ所の被害を受けたのである。畑賀村はやむなく広島県に災害復旧費を申請したが、財政難を理由に断られている。二度の災害によって畑賀村の財政は破綻状態に陥っていた<sup>41</sup>）。

この時期に登場したのが療養所の誘致話であった。畑賀村は「本村救済ノ一助トシテ之レガ設置ヲ要望シ以テ更正ノ途ヲ計ラン」と考えて療養所の受け入れを決める。いったん受け入れを決定した後は広島市に全面協力をして極秘裏にこの計画を進めるが、ほどなく近隣の村々に知れわたる。結局、これまでと同じ大規模な反対運動が巻き起こる。この反対運動には畑賀村周辺の海田市町、奥海田村、船越村、中野村、矢野町、坂村が参加したが、しばらくすると畑賀村も加わった。

この動きに驚いたのが広島市である。当初は、「極秘密ノ裡ニ（附近町村ニ漏洩セサル様秘密ヲ厳守シ且ツ村内ニ於テ絶対反対ノ氣勢ヲ掲ケヌ様了解ヲ求ムルモ時機迄一般ヘノ公表ヲ差控ヘルコト）市当局トノ連絡ヲ取り、是非共実現」<sup>42</sup>）したいと考えた畑賀村だが、近隣町村の反対運動が大きくなるとその重圧に耐えられなかった。広島市助役はこの畑賀村の裏切りと

も思える行動について、「畑賀村に決定については、はじめ同村から積極的に希望したので、木原氏（県会議員）の紹介で正式契約を取交したもので、今更地元から反対を聞くのは市としては意外だ」<sup>43</sup>）という談話を出している。

この反対運動に対して広島市は強硬であった。反対派住民はなんども広島市を訪れ建設中止を求めたが一切の要求を拒絶する。広島市の態度が変わらないとわかると、畑賀村は一転して十四項目に及ぶ受け入れ条件を提示した。なんとこの中には畑賀村を広島市へ吸収合併させる話まで含まれていた<sup>44</sup>）。結局、1933（昭和8）年10月7日、広島市結核療養所は広島市立畑賀病院として完成するが、このとき畑賀村の受け入れ条件はほとんど無視されたのである。

以上、代表的な四つの反対運動を例にその内容を探ったが、ここに共通するひとつの問題を挙げておく。それは各市ともに療養所の候補地を市外に求めたことである。国のあと押しがあったにせよ、一都市が一方向的に候補地を市外に決定する姿勢はあまりにも傲慢である。反対する町村は一律にこの点を指摘した。同時に、すでにこの時期、小さな町村ですら自らの自治権を主張する時代となっていた。ところが、反対運動は行政の態度を批判する一方で、内部の土地売却者に対して制裁をする例もあった。また風聞や迷信を立てて反対を主張する場合もみられた。このように反対運動とは、近代的な権利意識と前近代的な村意識が混在するところに繰り広げられた住民運動であったといえる。

## 2. 療養所と周辺環境

次に結核療養所が建設された地域について、その環境や周辺の特徴を検証してみる。政府は原則として五万人以上の都市に設置命令を出したが、先にふれたように、療養所が市内に建設

表4 結核療養所と各種周辺施設

公立結核療養所名	反対運動	避病院	監 獄	墓 地	火葬場	療養所	その他
1. 札幌市療養所	有						
2. 函館市立柏野療養所	未		○				精神病院
3. 福島県立回春園	やや有						
4. 宇都宮市療養所	有						
5. 東京市療養所	有		○		○		塵処理場
6. 横浜市療養院	やや有			○	○		
7. 新潟市有明療養所	有						脳病院
8. 金沢市若松療養所	有		○				
9. 岐阜市療養所	有						
10. 静岡市立療養所	有						
11. 名古屋市八事療養所	未			○	○	○	
12. 京都市立宇多野療養所	有						
13. 大阪市立刀根山療養所	有						
14. 神戸市立屯田療養所	やや有	○	○	○	○		
15. 岡山市半田療養所	やや有						
16. 広島市立畑賀病院	有						
17. 福岡市立屋形原病院	未						
18. 長崎市療養所	未	○			○		軍施設

注1) 拙稿『結核療養所反対運動を通じた社会意識に関する研究』（平成17～19年度科学研究費成果報告書）より作成。

注2) 「反対運動」は組織的な反対運動を確認できた場合は「有」、反対運動はあったが組織ではなかったと思われる場合は「やや有」、反対運動を確認できなかった場所は「未」で示した。

されたところは少ない。1920年代半ばまでに完成した公立療養所を見ても、そのほとんどは市外に設置している<sup>45)</sup>。

たとえば、本稿が対象とする公立療養所18ヶ所の建設地は、札幌市（琴似村）、函館市（市内・柏木町）、福島県（豊間村）、宇都宮市（城山村）、東京市（野方村）、横浜市（保土ヶ谷町）、新潟市（坂井輪村）、金沢市（浅川村）、岐阜市（長良村）、静岡市（大里村）、名古屋市（御器所村）、京都市（花園村）、大阪市（麻田村）、神戸市（夢野村）、岡山市（市内・津島）、広島市（畑賀村）、福岡市（市内・尾形原）、長崎市（市内・竹ノ久保町）である。まとめると市内が4ヶ所、市外が14ヶ所であった。ただ福

島県を除けば市内市外を問わず、いずれの療養所も市街地から比較的近いところにある。これはほぼ同じ時期に建設が進んだハンセン病療養所と比べると明らかな違いである。全国に13ヶ所あるハンセン病療養所の建設地は市街地から遠く離れており、ときには山間部や離島の場合もあった。ハンセン病療養所は患者の絶対隔離が目的であったが、結核療養所は重症の貧困患者を救済することが目的である。この違いが設置場所にも現われていた。

療養所が市街地近郊に建設されることから反対理由も地域住民の生活に根ざしたものが多。ここに反対理由をまとめると、たとえば琴似村（札幌市）は候補地が食料供給地であることや

地域開発の妨げになることを挙げ、城山村（宇都宮市）は水源地に療養所ができると感染の虞があることや産業振興に深刻な影響を及ぼすことを挙げる。同じように野方村（東京市）も産業振興やほかの町村から疎まれて交易がなくなることを恐れていた。このほかにも同じような理由は岐阜市、広島市、金沢市、大阪市など各地で見られた。

本来、患者が療養するには温暖な気候で空気が清くかつ風を遮るような山や森林がそばにあるような場所がよいといわれる<sup>46)</sup>。しかし、公立療養所は重症でかつ貧困の結核患者を優先して入所させる場所であり、同時に入所者が市民に限定される。よって市街地からあまり遠くない場所が理想である。ところが、市街地に近ければ近いほど反対運動は起きやすい。こうした条件で素早く候補地を決定するには受入れ先である地域住民の意識が強く影響する。

表4は、公立療養所の周辺に墓地、火葬場、避病院、監獄など、人々から敬遠される施設が存在したか否かについて調べた結果である。この表から多くの療養所が周辺にこうした施設を抱えていたことがわかる。もしこれらの施設が事前にあると、地域住民から疎まれる場所として候補地の選定に多少の影響を与えることも考えられる。

すでに述べたが、たとえば野方村（東京市）は療養所の建設前から火葬場や監獄を抱えていた。また、野方村が療養所の候補地となった頃は新たに塵芥処理場を誘致する話もあった。さすがに新聞は野方村に同情的である。

何といふ因縁か、府下豊多摩郡野方村は同村及其隣村へ妙なるものばかり来るので苦情の云ひ続け、まず隣の落合へ火葬場の出来た時にも騒いだ、次いで市内の寺院が続々上高田へ移転して来る市ヶ谷監獄の移転地となる一

萬坪の私営塵芥焼却場を出願する者がある、其都度野方村では反対運動をして必死と騒いだが、孰も騒ぎ損となつた其処へ又今度も肺療養所の予定地に選ばれたので例の通り反対運動を余儀なくされた野方村民も亦多事である<sup>47)</sup>。

野方村（東京市）と同じような場所として夢野村（神戸市）、御器所村（名古屋市）、竹ノ久保町（長崎市）、岩間上町（横浜市）があるが、野方村以外では大きな反対運動は起きていない。すでに同じような施設があるなかで地域住民の中にはなかば諦めの気持ちがあったのではと思われる。この代表例として夢野村があるが、この村に療養所が決まるまでの経緯を新聞は次のように伝えている。

先づ肝腎の位置選定をと云ふので市は小島衛生課長、県は澄川衛生課長とが協力し、一心不亂大童の體で詮議に詮議を重ね、漸つと落着いたのが火葬場と避病院と墓地で有名な夢野村……同所こそ比較的閑寂で空気の好い適恰地であると定つた、此位置を選ぶに就ては久しい前から県市当局者が一方ならず頭を痛めて来た所謂問題の療養所敷地の長談義であつて、場所は夢野村と決まつたが偕其位置は何処にしよう……此談義又候ヤツサモツサの押合で苦しい大難産と来て当局者汗塗れにウンウン呻つた末、愈よ確定し内務大臣認可となつたのが同村の内字松本の屯田山の麓なるその名も松本池なのだ、デ、目下其池の地主である鶴土地株式会社と買取交渉が殆ど九分通り纏つて近く売買契約が結ばれると云ふ段取りと迄漕ぎ付けたが、何分仕事は「肺病」と云ふ人間の悪い■の■、村民は余り歓迎せぬ、其為め市の方でも多くの苦心を重ねたが流石に都会風に灰汁あぐを抜いた夢野の村民だ、

此事業が社会政策の骨であつて人類生存上直接重大な関係を有する刻下緊急の国家的施設であると了解し、一、二扇動家の反対ある外大體に於て観念して其敷地を松本池に許したのは今より十日も前のことだ<sup>48)</sup> (■は解説不能文字)。

新聞は、「火葬場と避病院と墓地で有名な夢野村」が療養所の受入れをあっさりと決めた理由を「流石に都会風に灰汁を抜いた夢野の村民だ、此事業が社会政策の骨であつて、人類生存上直接重大な関係を有する刻下緊急の国家的施設であると了解」したからだと褒め称えた。しかし、すでに夢野村にはいくつもの疎まれる施設があった。周辺住民の意識の中から療養所に反対する意気込みは消え失せていたと思われる。

また、反対運動を確認できなかった地域として函館、名古屋、福岡、長崎があるが、函館は監獄、名古屋は墓地と火葬場と結核療養所(2ヶ所)、長崎は避病院と火葬場が周辺にあった。療養所の候補地を選定する際に周辺地域が抱える環境や印象が微妙に影響を与えていたはずである。

### 3. 療養所と地域振興

結核療養所の候補地となることに多くの町村が反対するなかで、受入れに前向きだった地域がある。それが畑賀村(広島市)と豊間村(福島市)である。

先にも述べたが、畑賀村は二度にわたる自然災害によって甚大な被害を受け財政は逼迫していた。こうした時期に療養所の誘致話が持ち上がる。すぐに畑賀村は復興への足掛かりとして療養所の誘致を決議する。ところが、この話が明らかになり周辺町村から強い突き上げを受けると、今度は一転して反対派にまわり広島市に対して候補地の白紙撤回を要求した。

広島市の療養所問題はすでに長い歳月を費やしている。よって今度ばかりは広島市も必死であった。広島市は反対住民に対して強硬な姿勢を見せた。しばらくやり取りはあったが、結局、広島市に譲る気配がないとわかると、畑賀村は療養所の受入れを前提に妥協点を模索した。畑賀村が広島市に提出した受入れ条件は十四項目にも及ぶ。この中身は「広島市立畑賀病院ニ通スル道路現在幅員三尺ヲ十八尺ニ拡張ノ計画ニ付之ニ壱万八千五百円也ヲ補助」、「療養所設置後ハ土地并ニ建築物ハ非課税トナルヲ以テ畑賀村税減収トナルニ付之ニ対シ広島市ヨリ毎年金參百參拾七円也ヲ補助」、「広島市立畑賀病院附近ニ畑賀村隔離病舎ヲ建設ノ計画ニ付之ニ対シ広島市ヨリ金五千円也ヲ補助」<sup>49)</sup>など、広島市に環境整備や施設修繕を求める内容ばかりであった。畑賀村の苦しい台所事情が手に取るようにわかる。

豊間村は畑賀村とは違ってより積極的に療養所を誘致した。豊間村にできた回春園は今回調査した療養所の中で唯一の県立施設である。福島県は1915(大正4)年11月に行なわれた大正天皇御大典記念事業の一環として療養所の設置を決定する。ところが県立施設であるために、あえて都市周辺に設置する必要はなく福島県全域から候補地を探すことができた。

福島県が岩城郡豊間村に療養所の候補地を決定すると、すぐに見舞い客のための旅館が建てられる。この旅館の上棟式へ鈴木友治豊間村村長は次のような祝辞を寄せていた。

拝啓 陳は愈々本日は貴館新築棟上御挙行の由奉賀上候、実は貴館は回春園敷地確定後最初の建設に係る以をて後世の記念に致度と被存修に付、小生も職責上該園設置に対し多少関係したる縁故に依り此機会に於て聊か祝福の意を表せしため貴屋号を「高砂屋」と命名

して進呈仕候間御笑納被下候は、幸甚の至りに不堪候<sup>50</sup>。

豊間村はこの地域を療養所だけでなく別荘地としても開発する予定であった。翌1918（大正7）年の新聞は、こうした豊間村の様子を次のように載せている。

<sup>いわき</sup>岩城郡豊間村に県立回春院建設確定するや青沼岩城郡長某代議士■別荘地に選定し其他地方貴紳士の申込み多数あるより、同村にては村の發展上地主有志家等相計り出来得る限りの便宜を計り同時に土地を収めて廉価に販売することに決定し、大に歓迎し居れりと<sup>51</sup>。

このように当初は豊間村に療養所を誘致する話は歓迎ムード一色であった。ところが話が具体化するにつれて状況が一変した。理由は豊間村長と県当局者との間で交わされた受入れ条件にあった。両者は療養所敷地内にある立木650本を豊間村に払い下げることで了解したが、のちに国有林の払い下げは競争入札が必要であることが判明する。これは県当局者が療養所の候補地選定を急ぐあまり安易に約束したことが原因であった。しかし、一寒村が結核療養所の誘致に積極的な姿勢を見せた事実は療養所史において特筆すべき事実である。

一般にどの自治体も療養所の誘致には強く反発する。反対運動が起きてからしばらくすると解決にむけて様々な妥協案が図られる。たとえば、琴似村は札幌市に対して市電を村まで延長することを条件とし、長良村は岐阜市に対して道路買収費や修繕費を支払うことを希望する。また花園村は京都市に交通機関の改善や電力供給に対する便宜、さらに環境整備などを求めていた。結核療養所の誘致が地域の振興と深く結び付いて妥協が図られることが多かった。

公立の結核療養所は民間と比べると規模が大きい。東京市のように設置後は規模の拡大を繰り返し、地域一帯を巻き込んだ大規模なコミュニティに発展する場合もある。ところが療養所の設置を決定する際に将来的な地域の発展を見通して誘致することない。療養所の誘致を地域振興に結び付けようとした町村には相当の覚悟があったはずである。

#### IV おわりに

公立の結核療養所が建設される際に各地で起こった反対運動を中心に考察した。一つひとつの反対運動を詳細に調べると、反対する理由は結核を嫌う人々に共通するものと、それぞれの地域や住民の意識によって異なるものがあった。また、町村単位で繰り返された反対運動は近代的な市民意識と前近代的な村意識とが混在しているという特徴も認められた。今回対象とした療養所はわずかに18ヶ所だが、今後はさらに多くの療養所を通してこれらの結果を検証する必要がある。その上で以下の二点を今後の課題としたい。

第一は私立療養所の反対運動について具体的に検証することである。今回は公立結核療養所を中心にまとめたが、私立療養所も同じように反対運動が起きている。一般に私立療養所は規模が小さく、また設置場所も特定の地域にこだわる必要はない。公立療養所とは質の異なる反対運動が予想される。私立療養所の調査を通して公立と私立の違いを明らかにしたい。

第二は結核療養所完成後の地域の変化をまとめることである。本稿の中にも療養所の誘致に積極的な地域があったが、完成後に療養所と地域の関係が変わることも予想される。より積極的に言えば、療養所と地域が共存共栄することもある。この関係を地域における療養所の役割

という側面からまとめたいて考えている。

註)

- 1) 長与専斎「前年中内国衛生上景ノ報道」『大日本私立衛生会雑誌』第13号, 1884年, 13頁。
- 2) 長与専斎「前年中内国衛生上ノ景況」『大日本私立衛生会雑誌』第85号, 1890年, 414頁。
- 3) 北里柴三郎「大日本私立衛生会雑誌に結核病欄を設くるの主旨」『大日本私立衛生会雑誌』第222号, 1901年, 2頁。
- 4) 『第一八回帝国議会議院議事速記録』(明治36年5月16日)。
- 5) 内閣府統計局編纂『明治三十九年日本帝国死因統計』, 1909年。
- 6) 北島多一「結核療養所設置の必要」『国家医学会雑誌』第291号, 1911年, 42頁。
- 7) 同前論文。
- 8) 厚生省公衆衛生局結核予防課『結核予防行政提要(上巻)』財団法人結核予防会, 1967年, 35頁。
- 9) 『第二八回帝国議会議院議事速記録』(明治45年3月25日)。
- 10) 同前速記録。
- 11) 『第三十回帝国議会議院議事速記録』(大正2年3月23日)。
- 12) 『第三一回帝国議会議院委員會議録』(大正3年3月12日)。
- 13) 同前議事録。
- 14) 藤野豊『日本ファシズムと医療』岩波書店, 1993年, 第一章。
- 15) 拙著『結核の社会史』御茶の水書房, 2004年, 第五章。
- 16) 厚生省予防局『結核患者収容施設調』厚生省, 1939年。
- 17) 『やまと新聞』大正5年6月13日。
- 18) 同前記事。
- 19) 同前記事。
- 20) 『東京朝日新聞』大正5年6月13日。
- 21) 同前記事。
- 22) 山崎清司『国立療養所(中野)生い立ちの真相』中野区江古田史談会, 1982年, 36-43頁。
- 23) 『東京朝日新聞』大正5年6月16日。
- 24) 山崎清司, 前掲書, 14頁。
- 25) 『大阪毎日新聞』大正4年9月8日。
- 26) 同前記事。

- 27) 豊中市史編纂委員会編『豊中市史(本編三)』豊中市役所, 1963年, 204-206頁。
- 28) 『下野新聞』大正15年1月31日。
- 29) 『下野新聞』大正15年10月26日。
- 30) 『下野新聞』大正15年11月10日。
- 31) 『下野新聞』大正15年11月16日。
- 32) 同前記事。
- 33) 『下野新聞』大正15年12月10日。
- 34) 『下野新聞』昭和2年2月5日。
- 35) 『下野新聞』昭和2年3月3日。
- 36) 『下野新聞』昭和2年3月10日。
- 37) 『衛生局年報』(大正11年)。
- 38) 『中國新聞』大正15年4月4日。
- 39) 『中國新聞』昭和5年7月12日。
- 40) 瀬野川町史編集委員会編『瀬野川町史』広島市, 1980年, 319-320頁。
- 41) 同前書, 326頁。
- 42) 「広島結核療養所ニ関スル件」『昭和七年議事一件 畑賀村役場』昭和7年2月11日。
- 43) 『大阪朝日新聞(広島版)』昭和7年5月31日。
- 44) 瀬野川町史編集委員会編, 前掲書, 329-332頁。
- 45) 『山陽新聞』大正15年7月17日。
- 46) 原栄『肺病予防療養教則』吐鳳堂書店, 1925年, 130頁。
- 47) 『東京朝日新聞』大正5年6月16日。
- 48) 『神戸又新日報』大正5年6月14日。
- 49) 瀬野川町史編集委員会編, 前掲書, 329-332頁。
- 50) 『福島民報』大正6年12月5日。
- 51) 『福島民報』大正7年2月4日。

〔付記〕本稿は、平成17年～平成19年度科学研究費補助金(基盤研究C)『結核療養所反対運動を通して社会意識に関する研究』の一部である。